

令和8年2月3日
総務部総務課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、マンションの容積率の特例許可申請に関する規定を改め、併せて医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び建築基準法施行令の改正に伴う規定の整備を行う必要があるため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和8年第1回区議会定例会へ提案する。

2 改正内容

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う規定の整備

別表第1の68の6の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

- (2) 建築基準法施行令の改正に伴う規定の整備

別表第1の125の8の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の125の9の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

- (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う、マンションの容積率の特例許可申請に関する規定の改正

- ①法律の名称変更に伴う規定の整備
- ②マンションの容積率の特例許可申請に関する規定の改正
(別表第1の125の11)

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う規定の整備
令和8年5月1日
- (2) 建築基準法施行令の改正に伴う規定の整備
公布の日
- (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う、マンションの容積率の特例許可申請に関する規定の改正
令和8年4月1日

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

別紙

改正後	改正前																																								
<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 本則略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 別表第1の125の8の項及び125の9の項の改正規定 公布の日 (2) 別表第1の125の11の項の改正規定 令和8年4月1日 (3) 別表第1の68の6の項の改正規定 令和8年5月1日</p>	<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号 本則略</p>																																								
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>名称等</th><th>額</th><th>徴収時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">中略</td></tr> <tr> <td>68の6</td><td>医薬品医療機器等法<u>第14条</u> <u>第13項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目一部変更の承認の申請に対する審査</td><td>薬局製造販売品目一部変更承認手数料</td><td>1品目につき 140円 承認申請のとき。</td></tr> <tr> <td colspan="4">中略</td></tr> <tr> <td>125の</td><td>建築基準法施</td><td>既存建築物の</td><td>28,000円 認定申</td></tr> </tbody> </table>	事務	名称等	額	徴収時期	中略				68の6	医薬品医療機器等法 <u>第14条</u> <u>第13項</u> の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売品目一部変更承認手数料	1品目につき 140円 承認申請のとき。	中略				125の	建築基準法施	既存建築物の	28,000円 認定申	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>名称等</th><th>額</th><th>徴収時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">中略</td></tr> <tr> <td>68の6</td><td>医薬品医療機器等法<u>第14条</u> <u>第15項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目一部変更の承認の申請に対する審査</td><td>薬局製造販売品目一部変更承認手数料</td><td>1品目に140円 承認申請のとき。</td></tr> <tr> <td colspan="4">中略</td></tr> <tr> <td>125の</td><td>建築基準法施</td><td>既存建築物の</td><td>28,000円 認定申</td></tr> </tbody> </table>	事務	名称等	額	徴収時期	中略				68の6	医薬品医療機器等法 <u>第14条</u> <u>第15項</u> の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売品目一部変更承認手数料	1品目に140円 承認申請のとき。	中略				125の	建築基準法施	既存建築物の	28,000円 認定申
事務	名称等	額	徴収時期																																						
中略																																									
68の6	医薬品医療機器等法 <u>第14条</u> <u>第13項</u> の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売品目一部変更承認手数料	1品目につき 140円 承認申請のとき。																																						
中略																																									
125の	建築基準法施	既存建築物の	28,000円 認定申																																						
事務	名称等	額	徴収時期																																						
中略																																									
68の6	医薬品医療機器等法 <u>第14条</u> <u>第15項</u> の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売品目一部変更承認手数料	1品目に140円 承認申請のとき。																																						
中略																																									
125の	建築基準法施	既存建築物の	28,000円 認定申																																						

改正後					改正前				
8	行令 <u>第137条の12第11項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料		請のとき。		8	行令 <u>第137条の12第6項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	請のとき。
125の9	建築基準法施行令 <u>第137条の12第12項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。		125の9	建築基準法施行令 <u>第137条の12第7項</u> の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	28,000円 認定申請のとき。
125の10	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	28,000円	認定申請のとき。		125の10	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料	28,000円 認定申請のとき。
125の11	マンションの要除却等認定再生等の円滑化に関する法律（平成14年）	マンションの建替えにより新たに建築さ	160,000円	許可申請のとき。		125の11	マンションの要除却認定マ ンションの建 替 え等の円 滑化に 關 する 法律（平成14	160,000円 許可申請のとき。	

改正後					改正前				
法律第78号) 第163条の59第 1項の規定に 基づく建築物 の容積率又は 各部分の高さ に関する特例 の許可の申請 に対する審査	れるマンショ ン又は要除却 等認定マンシ ヨンの更新が されるマンシ ヨンの容積率 又は各部分の 高さの特例許 可申請手数料				年法律第78 号) 第105条 第1項の規定 に基づく建築 物の容積率に 関する特例の 許可の申請に 対する審査	るマンション の容積率の特 例許可申請手 数料			
125の 12~	略				125の 12~	略			